

様式1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県畜産協議会 畜産安全課 総務・畜産企画担当	
設置年月日	昭和28年4月28日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県畜産協議会規則	
委員定数・任期	20名以内 2年	
職務内容	知事の諮問に応じ、畜産に関する重要事項を調査審議、答申する。	
公開・非公開の別	公開	公開
令和7年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	開催なし。	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県種苗審議会（農林部生産振興課主穀担当）	
設 置 年 月 日	昭和 3 3 年 8 月 8 日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属に関する条例 埼玉県種苗審議会規則	
委員定数・任期	2 0 人以内・2 年	
職 務 内 容	知事の諮問に応じ、主要農作物の品種転換、奨励品種の改廃等について、調査審議する。	
公開・非公開の別	公開	
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・ 開 催 日 ・ 場 所 ・ 議 題 等	・ 開催日 令和 8 年 2 月 5 日（木） ・ 場所 さいたま共済会館 5 0 5 会議室 ・ 議題等 1 主要農作物奨励品種等の採用について 2 主要農作物奨励品種等の区分変更について 3 主要農作物奨励品種等の廃止について 4 報告事項 （ 1 ） 奨励品種決定調査への主な供試系統・品種について	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県園芸振興審議会 (農林部生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当)	
設 置 年 月 日	昭和32年5月20日	
設 置 根 拠 等	執行機関の付属機関に関する条例	
	埼玉県園芸振興審議会規則	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職 務 内 容	知事の諮問に応じ、野菜・果樹・花植木の振興計画の樹立など、園芸振興に関する重要事項を調査・審議する。	
公開・非公開の別	公開	ただし、出席委員の2／3以上の多数で議決時は非公開とすることもできる。
令和7年度の 活 動 状 況 ・開 催 日 ・場 所 ・議 題 等	審議事項がなかったため、開催実績なし。	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県森林審議会 (農林部森づくり課 総務・森林企画担当)	
設 置 年 月 日	昭和26年10月1日	
設 置 根 拠 等	森林法第68条、70条	
	埼玉県森林審議会規則	
委員定数・任期	15名以内・令和8年9月30日	
職 務 内 容	森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を 処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮 問に応じて答申する。また、これらの事項について建議することが できる。	
公開・非公開の別	公開	
令和7年度の 活 動 状 況 ・ 開 催 日 ・ 場 所 ・ 議 題 等	第1回審議会 ・ 開催日 令和7年8月29日(金) ・ 場 所 埼玉会館 1階多目的ホール ・ 議題等 報告事項 埼玉県農林水産業振興基本計画案について 第2回審議会 ・ 開催日 令和7年11月28日(金) ・ 場 所 WEB開催及び埼玉県庁本庁舎5階 農林部会議室 ・ 議題等 諮問事項 (1) 埼玉県農林水産業振興基本計画案について (2) 埼玉県県産木材利用促進条例(仮称)について	

様式 1 附 属 機 関 概 要

附 属 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県農業水利審議会（農村整備課：企画担当）	
設 置 年 月 日	昭和 3 2 年 6 月 4 日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関等に関する条例 第 2 条	
	埼玉県農業水利審議会規則	
委員定数・任期	委員定数 20 人以内 ・ 任期 2 年	
職 務 内 容	知事の諮問に応じ、農業上必要なかんがい排水等について調査審議する。	
公開・非公開の別	原則公開	ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。
令和 7 年度の 活 動 状 況 ・ 開 催 日 ・ 場 所 ・ 議 題 等	・ 平成 2 8 年 1 1 月の委員任期満了をもって、常時委員を委嘱し、毎年度開催する方式から、審議が必要な課題が生じたときに、その都度、課題に応じた委員を招集し、必要に応じて開催する方式へ変更しました。以来令和 7 年度まで開催していません。	